

○うるま市保健相談センターの設置及び管理に関する条例

平成 17 年 4 月 1 日

条例第 100 号

(設置)

第 1 条 市民の保健に関する事業を総合的に行う拠点とともに市民の健康の保持増進及び福祉向上を図るため、うるま市保健相談センター(以下「保健センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
石川保健相談センター	うるま市石川石崎一丁目 1 番

(業務)

第 3 条 保健センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 健康相談に関すること。
- (2) 健康教育及び健康増進指導に関すること。
- (3) 健康診査に関すること。
- (4) 機能回復訓練に関すること。
- (5) その他保健センターに必要な事項に関すること。

(利用の許可及び制限)

第 4 条 保健センターを利用する者は、次のとおりとする。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 市長が特に認めた者
- 2 保健センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
- 3 保健センターは、営利の目的で利用することはできない。
- 4 保健センターの利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用許可の目的以外に利用し、若しくはその使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の条件)

第 5 条 市長は、保健センターの利用を許可するにあたっては利用の目的、範囲、期間その他管理上必要な条件を付すことができる。

(利用の取消し等)

第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 利用の目的に反する行為をしたとき。

- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。
- (3) 公用又は公益上の必要が生じたとき。
- (4) その他保健センターの管理上支障があると認められるとき。
- (5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (6) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(原状回復義務)

第7条 利用者は、利用を終了したときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

(使用料)

第8条 保健センターの施設若しくは附属施設又は備品等を利用する場合は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、公用又は公共その他特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第9条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めによらない理由で利用できないとき、若しくは市長が特に認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第10条 保健センターの利用者は、保健センターの施設若しくは附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の具志川市保健相談センターの設置及び管理に関する条例(平成7年具志川市条例第17号)、石川市保健相談センター設置及び管理条例(平成5年石川市条例第16号)、勝連町保健センターの設置及び管理に関する条例(平成11年勝連町条例第16号)又は与那城町立保健センターの設置及び管理に関する条例(昭和55年与那城町条例第12号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 17 年 10 月 14 日条例第 178 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 25 日条例第 40 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 25 日条例第 39 号)

この条例は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

別表(第 8 条関係)

(1) 施設の使用料

施設の種別	単位	使用料	備考
集団検診室兼研修室	1 時間につき	2,000 円	1 時間未満は 1 時間とみなす
操作講義室及び和室	1 時間につき	400 円	"
調理実習室	1 時間につき	400 円	"

(2) 附属施設及び備品の使用料

種別	単位	使用料	備考
舞台・放送器具一式	1 時間につき	300 円	1 時間未満は 1 時間とみなす
集団検診室兼研修室冷房料	1 時間につき	2,000 円	"
和室冷房料	1 時間につき	800 円	"
集団検診室兼研修室及び和室電灯料	1 時間につき	350 円	"
調理器具一式	1 時間につき	50 円	"
衛生費(人員 100 人以上)	1 時間につき	500 円	"
長机(一脚につき)	1 回につき	50 円	＼
腰掛(一脚につき)	1 回につき	10 円	＼